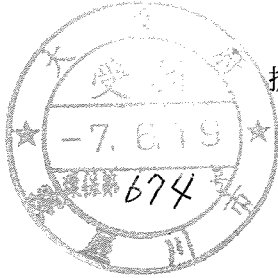


産業廃棄物処理計画書	
2025年6月18日	
寝屋川市長 様	
	提出者 住 所 大阪府摂津市昭和園9番13号 岸本建設株式会社 氏 名 代表取締役社長 谷口 賢治 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 072-632-3221
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	岸本建設株式会社 大阪本店
事業場の所在地	大阪府摂津市昭和園9番13号（寝屋川市管轄区域内）
計画期間	2025年04月01日～2026年03月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	2,260,413千円
③ 従業員数	250人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	道路工事、河川工事他 がれき類 →中間処理業者に委託して再生骨材、再生砕石として再資源化 汚泥 →中間処理業者に委託して、固化処理し、改良土として再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	排 出 量	519.66 t	51.79 t
	（これまでに実施した取組） ・一般廃棄物との分別		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	排 出 量	520 t	52 t
	（今後実施する予定の取組） ・一般廃棄物との分別		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） アスファルト、廃路盤などのがれき類、建設汚泥 他の廃棄物に混入しないよう分別、保管を実施。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状維持

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

その他がれき類
856.4 t

②計画

その他がれき類
860 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・現場にて可能であれば、現場内での自ら利用を検討する。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

その他がれき類
0 t

②計画

その他がれき類
0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

その他がれき類
0 t
0 t

②計画

その他がれき類
0 t
0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2024 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスコン破片	建設汚泥
	全処理委託量	519.66 t	51.79 t
	優良認定処理業者への処理委託量	447.7 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	71.96 t	51.79 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による2者契約を実施している。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

その他がれき類
0 t

②計画

その他がれき類
0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

その他がれき類
856.4 t
0 t
856.4 t
0 t
0 t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アコン破片	建設汚泥
	全 処 理 委 託 量	520 t	52 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	520 t	52 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。		
※事務処理欄			

②計画

そのほかがれき類
860 t
860 t
0 t
0 t
0 t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は、記入しないこと。

廃棄物処理に関する管理体制(岸本建設株式会社 大阪本店)

廃棄物統括責任者		(取締役 大阪本店長)
廃棄物担当者		(大阪本店 生産事務部)
役割	廃棄物処理統括責任者	・廃棄物処理に関する各種事項の承認。
	廃棄物処理責任者	・廃棄物処理方針の策定。 ・廃棄物処理に関する各種事項の決定。 ・各現場、社員に対する教育、指示等。
	廃棄物担当	・廃棄物処理計画の作成。 ・廃棄物管理状況の把握。 ・委託契約の締結。 ・産業廃棄物管理票の管理。 ・監督官庁への各種報告。
	廃棄物担当(現場所長)	・廃棄物管理状況の把握、改善策の検討。 ・処理業者選定の検討。 ・産業廃棄物管理票の管理。(担当現場分) ・担当現場所属の社員に対する教育、指示等。

廃棄物管理組織図

